

第10回まちづくり町民会議次第

日時：平成20年11月12日（水）午後7時～

場所：高田庁舎 北第3会議室

1 開 会

2 座長あいさつ

3 協議事項

(1) 住民参加推進条例素案（途中経過）について

(2) ワークショップ

テーマ：まちづくり（行政活動）に参加するための方法

4 その他の事項

(1) 観察研修の実施（西会津町）

日時：平成20年11月19日（水）午後1時 役場高田庁舎集合

場所：西会津町役場まちづくり政策室

(2) 次回のまちづくり町民会議

日時：平成20年12月17日（水）午後7時～

議題：住民参加推進条例素案の説明・検討

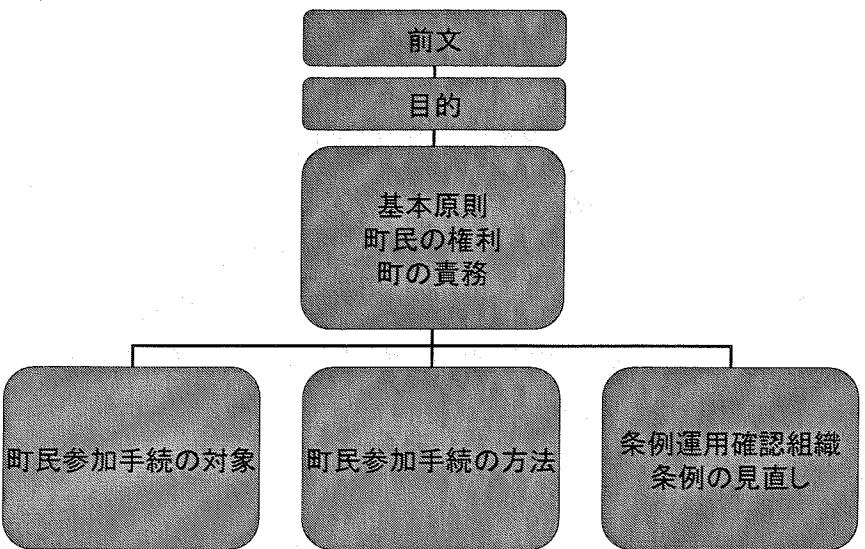
5 閉 会

第10回まちづくり町民会議

会津美里町住民参加推進条例素案 (途中経過)

総合政策課

条例の構成案



前文①

- 会津美里町は、会津高田町、会津本郷町及び新鶴村の3町村が合併して誕生した、自然豊かな美しい町です。
- 主権者である私たち町民は、それぞれの町村がこれまで育んできた歴史と伝統を大切にしながら、末永くこの町に住み続けるとともに、次世代に継承していくことを望んでいます。
- 一方で、地方分権時代を迎え、地方自らの選択と責任に基づくまちづくりが求められており、地域が持つ資源を活用し、身の丈にあった町民主体のまちづくりを進めていく必要があります。

前文②

- このような町民主体のまちづくりを進めるためには、その前提として、行政の透明性を高め、その意思形成過程へ町民が参加する仕組みの構築が必要不可欠なものです。
- 町民が末永く安心して暮らせる地域社会の実現を目指して、町民がまちづくりに参加するための基本的な取り決めをまとめた「会津美里町まちづくり参加条例」をここにつくります。

目的

- この条例は、地方自治の本旨に基づき、会津美里町のまちづくりにおける町民参加の基本的な事項を定めることにより、町民が末永く安心して暮らせる地域社会の実現を目指すことを目的とする。

基本原則

- 町は、主権者である町民の意見を真摯に受け止め、町民のもつ多様な知識と社会経験を活かして行政活動を行うことにより、町民参加の推進を図ることを基本原則とする。

町民の権利

- すべての町民は、会津美里町のまちづくりについて、自主的かつ自発的に参加する権利を有するものとする。

町の責務

- 町は、町民自らがまちづくりについて考え、行動することができるよう、行政活動における町民参加の機会の提供に努めるとともに、町民参加を円滑に推進するため、行政情報の積極的な提供及びその十分な説明に努なければならない。

本日のワークショップ

- テーマ：まちづくりに参加するための方法
 - 住民参加で進めるべきまちづくりに対して、どのような方法で参加していくことによって、住民参加の理念・目的が達成されるか？
 - どのような方法であれば参加することができるか？

